

米国連邦証券取引法の域外適用の拡張と 国際法における管轄権の原則

清水章雄

はじめに

1. 規則 10b-5 の域外適用の拡張

1) 判例法

2) *Fidenas A. G. v. Compagnie
Internationale Pour L'Infor-
matique CII Honeywell Bull
S. A.*

3) *Continental Grain (Australia)
Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds,
Inc.*

2. 規則 10b-5 の域外適用の拡張と
国際法

1) 民事管轄権と 刑事管轄権に 関す
る国際法の原則

2) 刑事管轄権に関する 国際法の 原則

3) 規則 10b-5 の域外適用に課せら
れる国際法上の制限

おわりに

はじめに

1934年証券取引所法第10条(b)項¹⁾に基づく証券取引委員会規則10b-5²⁾(以下規則10b-5という)は、米国の連邦証券諸法における主たる証券詐欺防止規定であるが、この規則を中心として、裁判所および証券取引委員会が証券諸法の規定を域外適用した例は、約50件あると言われている³⁾。規則10b-5が域外適用されるということは、確立した判例となっているが、その範囲を拡張する方向にある判決が現われている。規則10b-5の域外適用が他国の経済

原稿受領日：1981年12月12日

1) Securities Exchange Act of 1934 § 10 (b), 15 U. S. C. § 78 j (1976).

2) Securities and Exchange Commission Rule 10b-5, 17 C. F. R. § 240. 10b-5 (1979).

3) Loss, *Extraterritoriality In The Federal Securities Code*, 20 HARV. INT'L L. J. 305, 305 (1979).

政策に干渉する可能性を持つことは他所において既に指摘したので⁴⁾、本稿においては、規則 10b-5 の域外適用について、国際法上、内政干渉以外のどのような問題があるかを検討し、規則 10b-5 の域外適用と国際法における管轄権の原則を総合的に考察することを試みることにする。

1. 規則 10 b-5 の域外適用の拡張

(1) 判例法

規則 10 b-5 の域外適用を認めた最初の判例は、*SEC v. Gulf International Finance Corp.*⁵⁾であるが、その後に見られた判例では、*Shoenbaum v. Firstbrook*⁶⁾、*Leasco Data Processing Equipment v. Maxwell*⁷⁾および *Bersch v. Drexel Firestone, Inc.*⁸⁾の3件が⁹⁾規則 10 b-5 の域外適用に関する最も重要なものである。

規則 10 b-5 の域外適用を認める理由の1つに、管轄権の根拠に関する原則の中の主観的属地主義（行為理論）と客観的属地主義（効果理論）により、管轄権を領域外に及ぼすことが、国際法上、認められることがあげられる。

まず、*Leasco* 判決は、主観的属地主義に基づくものである。この事件は、米国内では取引されていない株式を、外国の証券取引所において、外国子会社を通じて取得した米国会社の被った損害について、被告による不実表示その他の行為が米国内であったことから、規則 10b-5 の域外適用が認められたものである。つまり、被告による米国内における行為を理由として、外国において

4) 拙稿「多国籍企業と証券取引法」『多国籍企業の法的研究（入江啓四郎先生追悼）』成文堂、1980年を参照。

5) 223 F. Supp. 987 (S. D. Fla 1963).

6) 405 F. 2d 200 (2d Cir.), *rev'd on other grounds*, 405 F. 2d 215 (2d Cir. 1968) (*en banc*), *cert. denied*, 395 U. S. 906 (1969).

7) 468 F. 2d 1326 (2d Cir. 1972).

8) 519 F. 2d 974 (2d Cir.), *cert. denied sub nom. Bersch v. Arthur Anderson Co.*, 423 U. S. 1018 (1975).

9) これらの判例について詳しくは、アルフレッド・F・コナード（龍田節訳）「合衆国証券諸法の域外適用」『証券経済時報』第16巻第1号、田中誠一「合衆国経済諸法の域外適用に関する覚書反トラスト法、証券取引法、租税法—[2]」『国際商事法務』第8巻第2号、1980年、および拙稿、前掲注4を参照。

行われた取引に米国法が適用されたのである。

次に、*Schoenbaum* 判決は、客観的属地主義に基づくものである。この事件は、米国の国法証券取引所に上場されている外国会社の米国人株主が、外国における外国人による内部者取引により会社が被った損害について提起した代表訴訟において、米国の証券取引所で外国会社の株式を買い付けた米国人投資家を保護するために、規則 10b-5 の域外適用の可能性が認められた。つまり、外国における外国人の行為が米国人の利益を侵害する効果をもたらしたことを理由にして、外国における行為に規則 10b-5 が適用される可能性があると考えたのである。

Bersch 判決は、証券取引法の域外適用に関する随一のリーディング・ケースであるとされているが¹⁰⁾、この判決は、域外適用が認められる場合の基準として、主観的属地主義と客観的属地主義を組み合わせ、次のようなものを示した¹¹⁾。すなわち、規則 10b-5 は、

- ① 米国内で実質的に重要な行為（または過失ある不作為）があろうとなかろうと、米国内における米国居住者に対する証券の売付により、その者が損害を被ったときは、適用がある。
- ② 外国に居住する米国人への証券の売付によりその者が被った損害については、米国における実質的に重要な行為（または過失ある不作為）が相当な程度でその損害に寄与したときに限り、適用がある。
- ③ 米国外における外国人への証券の売付によりその者が被った損害については、米国内における行為または過失ある不為がその損害の直接的原因であるときを除いては、適用がない¹²⁾。

このような基準を導き出したことについて、判決は、証券諸法の規定や立法の経緯の中にはその根拠を見出せないことを認めており、証券諸法と他の制定法の域外適用に関する判例法および論評ならびに議会の意思の推量に基づくもの

10) Loss, *supra* note 3, at 308.

11) 拙稿、前掲注 4, 454 頁。

12) *Bersch v. Drexel Firestone, Inc.*, 519 F. 2d 974, 993 (2d Cir.), *cert. denied sub nom. Bersch v. Arthur Anderson & Co.*, 423 U. S. 1018 (1975).

であるとしている¹³⁾。

米国居住者が損害を被ったことのみを理由として域外適用が可能であるとする(基準①)のは、米国居住者の被った損害がそれすなわち米国に及んだ効果であり、域外適用の根拠となると考えるもので、純粋な客観的属地主義に基づくものである。これについては、反トラスト法の客観的属地主義に基づく域外適用に関するリーディング・ケースである *United States v. Aluminum Co. of America*¹⁴⁾ および前述の *Schoenbaum* 判決を引用しており、判例法に従ったものであると考えられる。

なお、*Bersch* 判決は、米国の一般的経済利益または米国の証券の価格に、長期的に見て、悪影響があることは、証券取引法の域外適用の根拠となる米国への効果とは言えないとした。その理由として、*Aluminum* 判決においても、そのような一般的影響は域外適用の根拠とならないとされていること、および1933年証券法第17条(a)項の適用が証券の申込または売付の行為に、また証券取引所法第10条(b)項の適用が証券の買付または売付に関する行為に、それぞれ、限定されており、証券の売主または買主に損害が生じる場合に適用が限られることをあげている。

在外米国人が被った損害(基準②)および在外外国人が被った損害(基準③)に対する域外適用は、米国内における行為が必要とされ、主観的属地主義に基づくとしているが、米国内における行為の程度により基準②と基準③で域外適用の有無に差をつけること理由は、判決では明確には説明されていない。ただ、在外外国人が被った損害に対して証券取引法を適用するのに、米国内において単なる予備行為があっただけでは十分ではないが、在外米国人が被った損害にはそれで十分であると言換えているにすぎない¹⁵⁾。

また、この *Bersch* 判決の基準に従って、在外外国人が被った損害に証券取引法の域外適用を認めるか否かを決めようとするれば、米国内における行為を

13) *Id.*

14) 148 F. 2d 416 (2d Cir. 1945).

15) *Bersch v. Drexel Firestone, Inc.*, 519 F. 2d 974, 992 (2d Cir.), *cert. denied sub nom. Bersch v. Arthur Anderson & Co.*, 423 U. S. 1018 (1975).

損害の直接的原因となる行為であるか、それとも単なる予備行為であるか判断しなければならない。しかし、*Bersch* 判決では直接的原因となる行為と単なる予備行為の違いは明確にされてはいない。そこで、次に、*Bersch* 判決以後にこの問題を扱った2つの判例を考察することとする。

(2) *Fidenas A. G. Compagnie Internationale Pour L' Informatique CII Honeywell Bull S. A.*¹⁶⁾

この裁判では、在外外国人が被った損害について、米国内でのいくつかの行為を理由に、規則 10 b-5 の域外適用が求められたが、裁判所はそれを認めなかった。この判決は、過去の判例をあまり批判的に検討することなく、そのままその内容を受け入れており、*Bersch* 判決をはじめとするそれまでの判例の延長線上にあるものであると言えよう¹⁷⁾。

この訴訟の原告・控訴人は、スイス会社 *Fidenas A. G.*、パハマ会社 *Sidesco International Ltd.* およびドイツ国民 *G. P. Jurick* (前記2社の経営役員 (managing executive) である)、被告・被控訴人はスイス会社 *Honeywell Bull (Schweiz) A. G.* (以下 *HBS* 社という) およびフランスと米国にあるその関連会社である。原告は、満期1年の約束手形と交換に *HBS* 社に3,500,000 ドイスマルクを融資し、さらに翌年、この手形の支払い資金のために再び手形による4,000,000 ドイスマルクの融資を行った。原告は証券引受契約の当事者となっており、その契約に従って原告は手形を米国会社を含む第三者に譲渡したが、後にこれらの手形は *HBS* 社の首席財務担当役員 *Staempfli* により偽造されたものであることが判明し、*HBS* 社はその支払を拒絶した。*Staempfli* は手形により取得した資金をカナダ会社 *Chemalloy Minerals, Ltd.* に投資したが、手形の偽造が発覚する前に同社は破産してしまっており、損害はほとんどすべて原告が被ることとなった。以上のような状況において、米国内で様々な行為があったことを理由に、原告は規則 10b-5 に基づいてニューヨーク南地区連邦地方裁判所に訴えを提起した。

16) 606 F. 2d 5 (2d Cir. 1979).

17) この判決については、Note, *Extraterritorial Application of the Federal Laws: the Need for Reassessment*, 14 J. INT' L L. & ECON. 529 (1980) を参照。

同裁判所では、訴訟当事者の全員が外国人であり、また偽造手形の振出をとりまく行為のうち大部分が米国外において行われたのであり¹⁸⁾、事物管轄権 (subject matter jurisdiction)、人的管轄権および当事者適格のいずれも存在しないことを理由に、訴えは却下された。原告は控訴したが、連邦控訴裁判所 (第2巡回区) は事物管轄権についてのみ検討を加え、その欠缺を理由に訴えを却下した。

控訴審判決では、*Berch* 判決に従い、在外外国人である本件の原告は、損害の直接的原因となった行為が米国内であったことを立証しなければならないとされた¹⁹⁾。しかし被告が詐欺的行為として主張したのは、被告の中のI社が本店を米国内に置いており、それがこの詐欺の隠蔽の事実を知っていたことだけである。第1審、控訴審ともにこれは詐欺の主張としては十分ではないとした²⁰⁾。また、手形の何枚かが最終的に米国人の手に渡ったことも、米国人被害者を含むグループを代表して行われる代表訴訟またはクラス・アクションもしくは証券取引委員会の提起する訴えのような場合はまだしも、本件のような事実関係においてはほとんど意味はないとされた²¹⁾。原告は米国内における行為として様々なものを主張したが、米国内における行為の範囲がどのようなものであっても、詐欺の核心的部分はスイスで行われたのであり、米国内における行為は2次的で付属的なものであるとされ²²⁾、本件において規則 10b-5 の域外適用は認められなかった。

(3) *Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc.*²³⁾

この裁判においても、在外外国人が被った損害について、米国内における行為を理由に、規則 10 b-5 の域外適用が求められたが、*Fidenas A. G. Compagnie*

18) Staempfli と Jurick の交渉はすべて欧州で行われ、Staempfli による偽造手形の振出も米国外で行われた。Id. at 549.

19) *Fidenas A. G. v. Compagnie Internationale Pour L'Informatique CII Honeywell Bull S. A.*, 606 F. 2d. 5, 10 (2d Cir. 1979).

20) Id. at 8.

21) Id.

22) Id.

23) 529 F. 2d 409 (8th Cir. 1979).

Internationale Pour L' Informatique CII Honeywell Bull S. A. とは反対に、連邦控訴裁判所（第8巡回区）は域外適用を認めた。（第1審ミネソタ連邦地方裁判所は事物管轄権および人的管轄権の欠缺を理由に訴えを却下した。）この判決は、自らを過去の判例を発展させて判断を下したものであるとしているが、実質的には Berch 判決までの判例に沿ったものであるとは言えない²⁴⁾。

この訴訟の原告・控訴人はオーストラリア会社 Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. (以下 Continental という)、被告・被控訴人はカルフォルニア会社 Pacific Oilseeds, Inc. (以下 POI という) およびその社長でカルフォルニア居住者の Ernest Claassen である。Continental はデラウェア会社 Continental Grain Corp. の完全子会社であり、Continental の被った損失は Continental Grain Corp. の会計原則に従って、Continental Grain Corp. の決算報告書に表われる。

原告 Continental は、オーストラリア会社 Pacific Seeds (Australia) Pty. Ltd. (以下 PacSeeds という) の全株式を、オーストラリア会社 Australian Chemical Holdings, Ltd. (PacSeeds の全株式の51%を所有)、被告 POI (同48%を所有)および同 Claassen (同1%を所有)の3者から買付けた。取引はすべて原告と被告のオーストラリア代理人である Australian Chemical Holdings, Ltd. の取締役 Peter Leech との間で行われ、原告と被告の直接的な接触はなかった。PacSeeds の主要な資産は、ミネソタ会社 Northrup, King & Co. から雑種モロコシ種の供給をうけるライセンス契約であったが、その契約は、近々、満了することになっていた。1974年5月ごろの株式の売買の交渉に際してこの契約が満了することは明らかにされていたが、PacSeeds は契約満了後もこの雑種モロコシ種を使用できる旨が株式の売主により保証されていた。しかし被告 Claassen は既にこの時点で、Northrup, King & Co. がライセンス契約の満了にあたって、PacSeeds が占有している雑種モロコシ種をすべて取

24) この判決については、Marovitch, *Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc.: An Unjustifiable Expansion of Subject Matter Jurisdiction in a Transnational Securities Fraud Case*, 2 NW. J. INT'L L. & BUS. 264 (1980) を参照。

り戻す意思を持っていることを知っていた。さらに6月に Claassen は、Northrup, King からライセンス契約は譲渡することができないものであり、契約の満了後にそれを更新する意思はなく、さらに契約の満了後は PacSeeds はその占有している雑種モロコシ種を使用して商業用種を生産すること、もしくはいかなる方法においてもその種を贈与、売却または処分することはできないことを正式の書簡により通知されていた。しかし被告 Claassen は以上のことを原告 Continental に知らせないように Leech に国際電話および郵便で指示した。ライセンス契約が10月に満了となり、Northrup, King が雑種モロコシ種の返還を求めたので、Continental は、POI と Claassen が規則 10 b-5 に違反したとして訴えを提起した。

原告 Continental は、客観的属地主義または主観的属地主義に基づく規則 10 b-5 の域外適用を主張した。

まず、Continental の損害が親会社である米国会社の決算に反映されることから、Continental の損害は米国へ効果を及ぼし、客観的属地主義に基づく域外適用の根拠となるとの主張がなされた。しかし、裁判所は、そのような効果は実質的なものではなく、第2リステートメントの客観的属地主義に関する第18条²⁵⁾の(b)項(ii)号の要求する領域内の実質的な効果という要件を満たしていないとし、客観的属地主義に基づく規則 10 b-5 の域外適用は認めなかった²⁶⁾。しかしながら、被告による米国内における行為は郵便と電話の使用であるが²⁷⁾、それは詐欺の計画を実行するためのものであり、その遂行において重要な位置を占めるものであるとし²⁸⁾、主観的属地主義に基づく規則 10 b-5 の域外適用を認めたのである。

このような結論に到達するのに、Continental Grain 判決では、まず *Bersch* 判決に至るまでの判例法、次に *SEC v. Kasser*²⁹⁾ に依拠している。Continental

25) RESTATEMENT (SECOND) OF FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES, § 18.

26) Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc., 529 F.2d 409, 417 (8th Cir. 1979).

27) *Id.* at 415.

28) *Id.* at 421.

Grain 事件の原告は外国人であるから、*Bersch* 判決の示した基準に従えば、前述のように、被告による米国内における行為が、原告の被った損害の直接的原因にあたるものでなければ、規則 10b-5 の域外適用は認められない。*Bersch* 事件における被告の米国内での行為は、原告が買い付けた株式を発行した会社の代表、その会社の弁護士および会計士、主な証券引受人などによるニューヨークにおける交渉、証券引受人を代表するための法律事務所のニューヨークにおける選定、目論見書の一部のニューヨークにおける作成とジュネーブへの電話による送付、そして株式引受払込金を受け取るために口座をニューヨークにおいて開設したことである³⁰⁾。これに対して、*Continental Grain* 事件における被告による米国内の行為は、郵便と電話の使用のみである。つまり外国の被った損害について規則 10b-5 の域外適用を認めなかった *Bersch* 事件より被告による米国内における行為は少なかつたにもかかわらず、*Continental Grain* 事件においては規則 10b-5 の域外適用が認められたのである。

Continental Grain 事件の詐欺の計画は、米国内において着想されたが³¹⁾、米国内で詐欺が着想されたこと自体は主観的属地主義に基づく管轄権の根拠とはなりえない。詐欺の着想という内心の意思だけではなく、一定の行為が米国内で行われていなければならない。この事件における欺罔行為は、雑種モロコシ種のライセンス契約の動向の不開示という不作為である。不作為の行為地を特定することは難しく、またその不作為の結果として原告が錯誤に陥った場所はオーストラリアである。しかし裁判所は欺罔の効果が現れた場所がどこかは重大なことではなく、被告の行為が問題なのであるとし³²⁾、被告の郵便および電話の利用に着目した。(なお州際通商や郵便の手段の使用が、米国内で連邦証券諸法の適用根拠とされることは、ここでは関係がない。)

29) 548 F. 2d 103 (3d Cir.), *cert. denied sub nom.* Churchill Forest Industries (Manitoba), Ltd. v. SEC, 431 U. S. 938 (1977).

30) *Bersch v. Drexel Firestone, Inc.*, 519 F. 2d 974, 985 (2d Cir.), *cert. denied sub nom.* *Bersch v. Arthur Anderson & Co.*, 423 U. S. 1018 (1975).

31) *Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc.*, 592 F. 2d 409, 420 (8th Cir. 1979).

32) *Id.* at 420.

郵便および電話の利用という行為は、*Bersch* 判決がいう「被告の損害の直接的原因となる行為」に該当するとは考えられない。*Continental Grain* 判決は郵便および電話の利用という程度の行為で主観的属地主義に基づく域外適用を認めたが、*Bersch* 判決の示した基準を拡張したと言わなければならない。同判決は、*Kasser* 判決がすでに *Bersch* 判決の示した基準において必要とされる米国内における行為の範囲を拡張したとして、自らの域外適用の範囲の拡張を正当化した³³⁾。*Kasser* 判決では、最低、詐欺の計画を助長することを目的とする何らかの行為が米国内において行われれば域外適用が認められるとされた³⁴⁾。そこで郵便および電話の利用という行為が米国内において行われたという理由で、*Continental Grain* 判決は域外適用を認めたのである。

Kasser 事件においても損害を被ったのは外国人であるが、原告は *Continental Grain* 事件と違って証券取引委員会である。一般に規則 10 b-5 に基づく訴えは、私人によるものはある程度制限されているが、証券取引委員会による場合はそのようなことはない³⁵⁾。域外適用の場合でも、原告が私人であるときと同様に考えることはできない。そして *Kasser* 事件の被害者は外国地方政府が 100% 所有している会社であるので、後述の政策的理由による域外適用をする理由が大きい。被告による米国内における行為をとってみても *Kasser* 事件では投資契約の 1 つがニューヨークで交渉・締結されたなど、*Continental Grain* 事件よりも重大なものが行われた。*Continental Grain* 判決は、*Kasser* 判決が原告が証券取引委員会であるということで拡張した域外適用の範囲を、原告が在外外国人で、被告による米国内における行為が限られたものである場合にまでも拡張したのである。

Kasser 判決はその判断が政策的理由に基づく部分が大きいことを認め、判断に際して考慮した 3 つの政策的理由を述べた³⁶⁾。これは *Continental Grain* 判決でもそのまま踏襲されている³⁷⁾。その 3 つの政策的理由の第 1 は、域外適

33) *Id.* at 418.

34) 548 F. 2d 103, 114 (3d Cir.), *cert. denied sub nom.* Churchill Forest Industries (Manitoba), Ltd. v. SEC, 431 U. S. 938 (1977).

35) Santa Fe Industries, Inc. v. Green, 430 U. S. 462, 477 (1977).

用を認めないことは米国を国際的証券詐欺師の基地と避難所にしてしまうこと、その第2は、規則 10 b-5 の域外適用を認めることにより、外国から米国へ向けられた詐欺に対する規制を他国に相互的なものとして期待できること、その第3は、域外適用は、連邦証券諸法の詐欺防止規定に示されているように、証券取引における行為基準を上昇させるという議会の意思に合致しているということである。

2. 規則 10 b-5 の域外適用の拡張と国際法

(1) 民事管轄権と刑事管轄権に関する国際法の原則

前節でリーディング・ケースとして引用した *Bersch v. Drexel Firestone, Inc.*, それ以前の重要な判決として引用した *Schoenbaum v. Firstbrook* および *Leasco Data Processing Equipment Corp. v. Maxwell*, *Bersch* 判決以後の展開として紹介した *Fidenas A. G. v. Compangie, Internationale Pour L'Informatique CII Honeywell Bull S. A.* および *Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc.* のいずれも、事件名を見ればわかるように、私人間の訴訟である。実際、米国の証券取引法の域外適用が求められた訴訟の多くのものが私人間の訴訟である。

民事事件の管轄権に関する国際法の原則について、一方では、国際法は民事事件の管轄権にはいかなる制限をも課していないという意見³⁶⁾があり、他方では、国際法が課する制限は、民事裁判権についても刑事裁判権についても大きな差はないとする意見³⁷⁾がある⁴⁰⁾。前者は、実際問題として、法廷地国とは関係のない事件に法廷地法が適用されたり、そのような事件がその国で裁判され

36) *SEC v. Kasser*, 548 F. 2d 103, 116 (3d Cir.), cert. denied sub nom. *Churchill Forest Industries (Manitoba), Ltd. v. SEC*, 431 U. S. 938 (1977).

37) *Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc.*, 592 F. 2d 409, 421 (8th Cir. 1979).

38) アクハースト著 長谷川正国・落合淳隆訳『現代国際法入門』敬文堂、1980年、126頁。

39) I. BROWNLIE, *PRINCIPLES OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW* 299 (3d ed. 1979).

40) 外国、外交官、国際組織等の特権免除について、確立した国際法の原則が存在するが、それは別の問題である。

たりする例が数多くあるにもかかわらず、それに対し外交上の抗議が行われたことがないことをその説の根拠とする⁴¹⁾。後者は、民事訴訟も究極的には刑事制裁を含む執行手続により担保されているのであるから、刑事管轄権と差はないと考えられることをその説の根拠とする⁴²⁾。

米国の裁判所のこれまでの規則 10 b-5 の域外適用に関する判例では、以上のような議論は全く行われておらず、私人間の訴訟であっても、証券取引委員会が証券諸法を強行するために提起する訴訟であっても、そもそも属地主義を刑事管轄権の行使に関して拡大した原則である主観的属地主義および客観的属地主義に基づいて、規則 10 b-5 の域外適用が認められている。域外適用についての国際法的な検討は前述の第 2 リステートメントを参照するだけで、それ以上を行っていない。

もし国際法は民事管轄権にいかなる制限も課していないという意見を採用した場合、規則 10 b-5 の域外適用が私人間の訴訟について求められたとき、域外適用の範囲は全く米国の裁量に任され、米国の国内法である証券取引法とせいぜい抵触法の問題であるということになってしまうのであろうか。

次のように考えれば、たとえ国際法は民事管轄権にいかなる制限を課していないとしても、答は否である。民事管轄権と刑事管轄権に関する国際法の原則という場合の民事と刑事の区分は、ある 1 国の国内法または法体系の中での民事と刑事の区分とは異なるものであり、国際法の適用を検討するに際しては、国際法的な見地から民事と刑事の区分がなされなければならない⁴³⁾。国内法において技術的には刑事事件とはされなくても、私人間の損害賠償の訴えの請求の原因が一般的公法に違反するような違法行為であるときは、域外適用が、国際法上、問題となるのである⁴⁴⁾。同じ内容の法規整が、ある国では私法により、

41) Akhurst, *Jurisdiction in International Law*, 46 BRIT. Y. B. INT'L L. 145, 187 (1972-73).

42) I. BROWNIE, *supra* note 39.

43) Jennings, *Extraterritorial Jurisdiction and the United States Antitrust Laws*, 33 BRIT. Y. B. INT'L L. 146, 147 (1957).

44) Jennings, *General Course of International Law*, 121 RECUEIL DES COURS 515, 515 (1967 II).

別の国では公法により、また別の国では私法と公法の両方により行われることが考えられ、そのような場合の法規整の域外適用の問題を国際法により統一的に考える場合には、国際法の見地から公法と私法の区別が考えられなければならないからである。証券取引法を含むと考えられる経済法と呼ばれる法分野では、伝統的な公法・私法の区分に馴染まない部分が大きく、以上のような理解が重要な意味を持つと言えよう。民事と刑事を峻別しない英米法においては⁴⁵⁾、以上のような理解は特に重要な意味を持つ。

従って、損害が填補されることがその主たる目的であるような一般の債務不履行・不法行為に関する法は、あくまで民事的なものであって、国際法の見地からもそのように考えればよい。ところが、規則 10b-5 に基づく損害賠償には、単に損害の填補だけではなく、公正な証券取引の実現という証券取引法の目的の実現のために果す役割があると考えられる⁴⁶⁾。規則 10b-5 に基づく損害賠償請求訴訟は、たとえ私人間におけるものであっても、国際法の見地からは、公法的な性格を持つものと見るべきである。故に、たとえ国際法は民事管轄権に何の制限も課していないと行う意見を採用したとしても、規則 10b-5 の域外適用には、刑事管轄権に関する国際法の原則が適用されると考えなければならないのである。

(2) 刑事管轄権に関する国際法の原則

国家の刑事管轄権の根拠として、国際法において一般的に承認されているのは、(1) 属地主義ならびにその拡張である主観的属地主義および客観的属地主義、(2) 国籍主義、(3) 消極的属人主義、(4) 保護主義、(5) 普遍主義の5つである⁴⁷⁾。国内法の域外適用を含めて、刑事管轄権の行使は以上のいずれかを根拠としなければならない。前述のように、規則 10b-5 の域外適用は主観的属地主義と客観的属地主義を根拠としている。

しかし国内法の域外適用を規律する国際法の原則は、以上の刑事管轄権の根拠に関するものだけではない。東グリーンランドの法的地位事件で常設国際司

45) 田中英夫『英米法総論下』東京大学出版会、1980年、517頁参照。

46) 拙稿、前掲注4、443頁。

47) I. BROWNLIE, *supra* note 39, at 300.

法裁判所が述べたように⁴⁸⁾、管轄権は主権の行使の最も明白な形態の1つである。従って、管轄権の行使には、国家主権に関する国際法の原則によって制限が課せられる。国内法の域外適用は、属地主義、国籍主義等の管轄権の根拠がある場合でも、さらに国際法の他の原則により、一定の制限が課せられるのである。そのような制限として次の3つのものがあげられる⁴⁹⁾。

(i) 管轄権の対象と管轄権の渊源の間に実質的かつ真正の結合があること。

互いに排他的な主権を持つ国家が併存する国際社会において、国家は自国と関係のない事項に主権を及ぼすことはできない。従って、管轄権を行使するには、管轄権の対象と管轄権の渊源に何らかの関係が必要とされるのである。言い換えれば、管轄権の対象と管轄権の渊源の間に管轄権の行使を正当化する関係がなければ、その対象に管轄権を及ぼすことはできないのである。管轄権の行使を正当化することのできる管轄権の対象と管轄権の渊源の間はどのようなものかという点、イギリス・ノルウェー漁業事件およびノッテボーム事件の判決において国際司法裁判所が示したように、実質的かつ真正な結合である。管轄権の持つ重大な意味を考えると、管轄権の行使には、その対象と渊源の間に実質的かつ真正な結合が求められるのは当然である。そして実質的かつ真正な結合があるのはいかなる場合かという点、国家が何らかの管轄権の根拠に基づいて管轄権を行使することに合理的な利益を持つ場合である。いかなる利益が合理的かは、国家の裁量により定められるのではなく、国際法の客観的な基準に従って判断されるべきである。従って、国際法は、国家の合理的な利益が存在する場合にのみ、国内法の域外適用を許すのである⁵⁰⁾。

管轄権の対象と管轄権の渊源の間の実質的かつ真正な結合は、次のような例を考えると理解しやすい⁵¹⁾。人がある国家の領域内に滞在しているという事実だけで、その者がその国の属地的管轄権に全面的に服せしめられることはない。その者と管轄権の渊源に一定の関係が要求されるのである。1日か2日の

48) P. C. I. J. Series A/B, No. 53 (1933), at 48.

49) Mann, *The Doctrine of Jurisdiction in International Law*, 111 RECUEIL DES COURS 9, 44-51 (1964 I).

50) Jennings, *supra* note 43, at 153.

51) Mann, *supra* note 49, at 50.

間、領域内に滞在する外国人は、入国登録の義務に服せしめられることはあっても、それをもってその者の年間全所得に課税することが許される程まで、領域とその者の間に実質的かつ真正な関係があるとは言えない。

(ii) 他国の国内管轄権に属する事項に干渉しないこと⁵²⁾。

主権国家は、互いに内政に干渉してはならない義務を持つ。国内法の域外適用が他国の内政に干渉したり、政策の実現を阻害することにはなってはならない。そのような結果をもたらす場合は、自国の国内法を域外適用しようとする国の権利の濫用となる。

(iii) 適合性、相互性および比例性の原則に従うこと。

この原則は前述の国内管轄権の原則に付随するものである。ある1国が、その国内法の域外適用により管轄権を及ぼそうとする対象は、なんらかの形で他国の管轄権の対象でもありうる。それにもかかわらず、一方の国の国内法の域外適用が認められるのならば、それは他方の国の管轄権の行使の妨げとなるべきではなく、その管轄権の行使に適応すべきであるという適合性⁵³⁾、同一事項について互いの国内法の域外適用を認めるという相互性、そして域外適用は必要な限度内にとどまるべきであるという比例性の3つの原則に従ったものでなければならないことが、平等な主権国家の関係を規律する国際法から、当然、導き出される。

以上の (i)~(iii) をまとめて、次のように表現されている。「所与の一連の事実との接触が、非常に、密接であり、実質的であり、直接的であり重大であるが故に、それらの事実に関する立法が、国際法およびその様々な側面（国家のプラクティス、不干渉および互惠の原則、ならびに相互依存の要請を含む）と調和をなすとき、国家は（立法）管轄権を持つ⁵⁴⁾。」

(3) 規則 10 b-5 の域外適用に課せられる国際法上の制限

規則 10 b-5 の域外適用が他国の経済政策に干渉し、国際法に違反すること

52) 制限的取引法の域外適用に関する国際法協会ヘーグ総会（1970）報告書第6条(b)および同ニューヨーク総会決議第7条(b)（松下満雄『独占禁止法と国際取引』東京大学出版会、1974年、307頁）を参照。

53) 同上ヘーグ総会報告書第6条(a)およびニューヨーク総会決議第7条(a)を参照。

54) Mann, *supra* note 49, at 49. 松下, 前掲, 252頁。

になる可能性があることは、前述のように、他所で指摘したので⁵⁵⁾、ここでは、規則 10b-5 の域外適用における管轄権の対象と管轄権の渊源との関係、そして適合性、相互性および比例性の原則について考察を加えることとする。

(a) 規則 10b-5 の域外適用における管轄権の対象と管轄権の渊源の関係

客観的属地主義を根拠とする規則 10b-5 の域外適用において、国際法上、問題となる管轄権の対象は、外国における証券詐欺行為である。具体的な属地的根拠は、米国内において証券を取得した米国居住者が損害を被ったことである。そして米国の利益は、自国の証券投資者を保護することである。従って、外国における証券詐欺行為と米国に居住する投資者の損害の間に、そのような投資者の保護のために正当化することのできる実質的かつ真正な結合が必要である。*Schoenbaum* 事件における米国株主の損害は、その株式を発行した外国会社が外国で損害を被ったことを理由とする間接的なものである。このような場合、実質的かつ真正な結合が存在するかどうか疑問である。会社の権利と株主の権利を明確に区別するパルセロナ・トラクション事件に対する国際司法裁判所の判決を考えると、この疑問はさらに強くなる。

主観的属地主義を根拠とする規則 10b-5 の域外適用において、国際法上、問題となる管轄権の対象は、外国における証券取引、または証券詐欺行為のうち外国において行われた部分である。具体的な属地的根拠は米国内において証券詐欺行為が行われたことである。米国の利益は、米国投資者の保護または米国を証券詐欺の基地にしないことである⁵⁶⁾。従って、外国における証券取引または国を証券詐欺行為のうち外国において行われた部分と証券詐欺行為のうち米国において行われた部分の間に、米国投資者の保護または米国を証券詐欺の基地としないことのために正当化できる実質的かつ真正な結合が必要である。米国における行為が些細なものである場合、実質的かつ真正な結合が存在するかどうかは疑問である。

米国の利益は、損害を被った者が米国居住者であるときは米国投資者の保

55) 拙稿、前掲注 4。

56) *Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc.*, 592 F. 2d 409, 421 (8th Cir. 1979).

護、同じく在外米国人であるときは米国人投資者の保護および米国を証券詐欺の基地としないこと、そして同じく在外外国人であるときは米国を証券詐欺の基地としないことのみという順に、序々に抽象的なものとなっていくので、実質的かつ真正な結合の存在のためには、この順に、より意味の大きい行為が米国内であったことが必要とされよう。従って、*Berch* 判決の示した基準のとの考え方は、一応、有益であるが、その内容は必ずしも適切ではない。主観的属地主義に基づく域外適用で、米国居住者が被害者のときは米国内における行為どんな程度のものでよいとするべきではないし、在外米国人のときは予備は行為以上、そして在外外国人のときは損害の直接の原因となる行為が必要とされているが、管轄権の対象との関係で必要とされる行為の種類を考えるべきである。

次に、前節でとりあげた *Fidenas* 事件と *Continental Grain* 事件を考察する。

Fidenas 事件において、国際法上、問題となりうる米国の管轄権の対象は、ヨーロッパにおける原告と被告の間の手形貸付である。原告の主張による米国の管轄権の具体的な属地的根拠は、被告の中の1社が米国に置いている本店が、詐欺の隠蔽の事実を知っていたこと、および原告が米国内でこの取引に関連する2次的かつ付属的な行為を行ったことである。本件では、原告・被告ともすべて在外外国人であるから、規則10b-5の域外適用による米国の利益は、米国を証券詐欺の基地としないことである。米国で被告による積極的な行為は何もなかったのであるから、管轄権の対象と管轄権の渊源の間に実質的かつ真正な関係はない。従って、本件は、米国証券取引法においてばかりか、国際法によっても、規則10b-5の域外適用が許されるものではない。

Continental Grain 事件において、国際法上、問題となりうる米国の管轄権の対象は、オーストラリアにおける原告と被告の間の株式売買である。米国の具体的な属地的根拠は、被告による郵便その他の通信施設を米国で使用したことである。原告は在外外国人であるから、規則10b-5の域外適用による米国の利益は、本件においても、米国を証券詐欺の基地としないことである。オー

ストラリアにおける株式売買と、被告が米国内において郵便およびその他の通信施設を使用したことには、自国は証券詐欺の基地としないという米国の利益を正当化するような実質的かつ真正な結合はない。従って *Continental Grain* 事件では、国際法上は、規則 10 b-5 の域外適用は許されないものと考えられる。

(b) 規則 10 b-5 の域外適用における管轄権の行使の適合性、相互性および比例性の原則

(i) 適合性

規則 10 b-5 の域外適用により、外国の証券取引法または会社法などの規制対象となっている事項に米国の証券取引法が適用され、両国の法規制が衝突する可能性が生ずることが考えられるが、そのようなことがないように、規則 10 b-5 の域外適用による管轄権の行使は、外国の管轄権に応じた適合がなされなければならない。国内管轄権の原則により、ある国の領域内においては、その国の管轄権が他国の管轄権に優先するからである。

例えば、*Schoenbaum* 事件において、カナダ会社の内部者取引に規則 10 b-5 が適用されたが、カナダにはカナダの会社法があり、株主と取締役の利益の調節に関する準則も存在する⁵⁷⁾。カナダ法により規制される事項に規則 10 b-5 が域外適用されると、米国とカナダの管轄権の衝突が生ずる訳であるが、同事件に対する判決はこのことについて全く考慮していない。

(ii) 相互性

米国により規則 10 b-5 の域外適用が行われるのなら、同様に、他国の証券詐欺防止規則が米国における一定の行為に域外適用されることが認められなくてはならない。例えば、日本の証券取引法第 58 条（証券の不正取引の禁止）、第 125 条（相場操縦の禁止）および第 126 条（同前の違反者の賠償責任）について、域外適用が行われることが可能性として考えられるが⁵⁸⁾、米国の規則 10 b-5 が日本国内に域外適用されれば、日本の証券取引法を米国に対して域外

57) *Gray v. New Augarita Porcupine Mines, Ltd.*, [1952] 3 D. L. R. 1 (1952); *Canada Safeway v. Thompson*, [1951] 3 D. L. R. (1950), *judgment amended* [1952] 2 D. L. R. 59 (1951).

58) 龍田節「証券の国際取引に関する法的規制」『証券研究』第 41 号、1975 年、9 頁。

適用する際に、相互性による理由づけを行うことができる。

前述のように *Kasser* 判決で展開されている規則 10 b-5 の域外適用の政策論の 1 つに、米国の規則 10 b-5 の域外適用により、他国の証券詐欺防止規則の域外適用が相互的に期待できることがあげられている⁵⁹⁾。

(iii) 比例性

規則 10 b-5 は、本来規定されたように証券取引委員会に差止命令の請求および行政的制裁の権能を与える他に、民事上の救済手段として、私人間の損害賠償請求⁶⁰⁾、証券取引の取消し⁶¹⁾、エクイティ上の差止命令⁶²⁾など、そして刑事上の制裁手段⁶³⁾を持つ。規則 10 b-5 の域外適用は、域外適用により実現される米国の利益に応じて、これらの法的手段の中で必要最低限度のものを目的としなければならないと考えられる。

お わ り に

米国の証券取引法の政策上の問題として、規則 10 b-5 を域外適用するにあたって、すべての利害関係諸国の法律、規制慣行および国内政策のバランスがとられるように、次のような要素が考慮されなくてはならないとする意見が、証券取引委員会委員の 1 人により述べられている⁶⁴⁾。その要素とは、証券取引の行われた場所、当事者の住所、一定の状況において自国の国内法が適用されることについての各利害関係国が持つ重要性、国内法が適用されることにより増進する公の政策、ある証券取引にある国の法律が適用される可能性、適用さ

59) SEC v. Kasser, 538 F. 2d 103, 116 (3d Cir.), *cert. denied sub nom.* Churchill Forest Industries (Manitoba), Ltd. v. SEC, 431 U. S. 938 (1977).

60) Fratt v. Robinson, 203 F. 2d 627 (9th Cir. 1953).

61) Bowman & Bourdon, Inc. v. Rohr, 296 F. Supp. 847 (D. Mass. 1969), *aff'd on opinion below*, 417 F. 2d 780 (1st Cir. 1969); Sackett v. Beaman, 399 F. 2d 884, 891 (9th Cir. 1968).

62) Chris-Craft Industries, Inc. v. Piper Aircraft Corporation, FED. SEC. L. REP. (CCH) ¶95,058 (2d Cir. 1975).

63) Chiarella v. U. S., No. 78-1202 (U. S. Sup. Ct. Mar. 18, 1980).

64) Thomas, *Extraterritorial Application of the United States Securities Laws: the Need for a Balanced Policy*, 2 INT'L CONT. L. & FINANCIAL REV. 545, 548 (1981).

れる法律に関する当事者の期待などである。

また、規則 10 b-5 の域外適用に、抵触法におけるインタレスト・アナリシス⁶⁵⁾のアプローチが採用されるべきであるという意見も見られる⁶⁶⁾。すなわち、米国の裁判所において、ある事案において規則 10 b-5 の域外適用が求められたとき、米国が規則 10 b-5 の域外適用により管轄権を及ぼすことに利益を有するか否かと、他国が自国の管轄権を行使することに利益を有するか否かをまず前提として明確にする。次に、米国か他国のどちらか一方だけが利益を有しているときは「虚偽の抵触」であるとして、米国のみが利益を有するとき、規則 10 b-5 を域外適用する。米国および他国の両方が利益を有しているときは「真正の抵触」であるとして、法廷地法である規則 10 b-5 を適用する、ということになる。

例えば *Schoenbaum* 事件において、米国の利益は、不正な外国取引の影響から米国内の証券市場を保護すること、および米国の証券取引所において外国証券を買い付けた米国投資者を保護することである。これに対し、規則 10 b-5 の対象とされる証券取引が行われたカナダは、自国の会社の内部事項を規律するという利益を持つ。従って両国とも利益を有し、「真正の抵触」が生じているから、法廷地法である規則 10 b-5 が適用されることとなる。

規則 10 b-5 の域外適用の問題は、前述のように純然たる民事事件の裁判管轄権の問題ではないと考えられるので、抵触法のアプローチによって解決されるものではない。また、仮にインタレスト・アナリシスのアプローチを採用したとしても、規則の域外適用が問題となる事案においては、多くの場合、米国投資者の保護または米国を証券詐欺の基地としないことという米国の利益が存

65) 松岡博「最近におけるアメリカ国際私法の動向」『国際法外交雑誌』第76巻第5号、1977年。

66) Jones, *An Interest Analysis Approach to Extraterritorial Application of Rule 10 b-5*, 52 TEXAS L. REV. 939 (1974); Sandberg, *The Extraterritorial Reach of American Economic Regulation: the Case of Securities Law*, 17 HARV. INT'L L. J. 315 (1976). 抵触法におけるインタレスト・アナリシスのアプローチの採用は、反トラスト法の域外適用についても主張されている(例えば、司法次官 William F. Baxter の発言, *Conflict of Law Analysis Proposed for Extraterritoriality Problems*, CCH TRADE REG. REPORTS No. 510, 5 (1981)).

在することが考えられ、結局は規則 10 b-5 の域外適用が認められることが多いであろう。

規則 10 b-5 の適切な域外適用の問題は、管轄権の行使の範囲の画定の問題であり、従って国際法の問題である。ただし、域外適用が主観的属地主義および客観的属地主義という原則のみにより規律されるとすると、規則 10 b-5 の域外適用は不当と考えられる範囲にまで拡張して行われる。そこで、本稿では域外適用に関する国際法の原則を再検討し、特に、自国の国内法を域外適用する国の利益により正当化される管轄権の対象と管轄権の淵源の間の実質的かつ真正な結合に注目した。

最後に、国内法の域外適用全般について、各国の利益を考慮すべきであり、その際に次のような規準が適用されるべきであると主張されていることを付け加える⁶⁷⁾。

1. 規制される行為の性格。
2. 規制の根拠となっている基本政策。
3. 規制を行う国とその行為が規制される者との関係。
4. 国際的な政治、法および経済システムにおける必要性と伝統。
5. 当事者の正当な期待の保護。
6. 紛争の確実性と程度。
7. 規制される行為が主として行われた場所。
8. 規制される行為の直接的かつ予見しうる影響。
9. 問題とされる行為を規制するという立法部の明確な意思。

67) *Extraterritoriality: Conflict and Overlap in National and International Regulation*, in PROCEEDINGS OF THE AMERICAN SOCIETY OF INTERNATIONAL LAW AT ITS 74 TH ANNUAL MEETING 32 (1981).